

## 平成26年度主要事業（消費生活センター）

### （1）消費者教育推進計画（仮称）策定に着手

消費者教育推進計画（仮称）は、第2次千葉市消費生活基本計画との関係を整理し、千葉県や他の政令指定都市等の状況を見定めながら、平成27年度当初の公表を目指し、策定に着手します。

#### 【今後のスケジュール（予定）】

- 7月～ 関係課調整等・計画素案（たたき台）作成
- 10月 消費者教育推進部会①開催・計画素案提示
- 11月 関係課調整等
- 12月 消費者教育推進部会②開催・計画素案作成
- 1月 消費者教育担当課会議開催
- 3月 消費生活審議会②開催・計画（案）作成

### （2）消費者教育推進サポーター登録制度実施

消費者教育を推進するため、団体や事業者が行う消費者教育に関する活動を支援し、市民が団体等の活動に気軽に参加できるよう、登録された団体の事業所に活動内容を記載したステッカーを掲示する他、市のホームページで、団体情報やその活動内容を公表する制度を実施する。

#### 【今後のスケジュール（予定）】

- 7月 ステッカー等作成
- 8月 登録制度開始
- 9月 消費生活センターホームページ内に専用ページを開設

### （3）消費者教育推進カレンダー（2015年版）作成

市民の消費者教育に係る理解を深めるため、消費者教育の担い手となる所管課の消費者教育に関連する事業を広く掲載したカレンダーを作成し、市民に配付。

#### 【今後のスケジュール（予定）】

- 7月～11月 カレンダー製作
- 12月 カレンダー配付

### （4）町内自治会回覧板作成

高齢者の消費者被害を防止するため、高齢者に多い消費者トラブルについて掲載した町内自治会の回覧板を作成し、配付。

#### 【今後のスケジュール（予定）】

- 7月～10月 回覧板作成
- 11月 回覧板配付

### （5）悪質商法お断りシール配付

高齢者の内、特に消費者被害が懸念される単身高齢者世帯等への消費生活センターの機能と相談専用電話の周知を図ることを目的として、高齢者実態調査（5月～6月）に合わせ、地域での見守り活動を行う民生委員から悪質商法お断りシールを配付。